

## 日本学生支援機構奨学金 休学・復学する際の注意事項

### <1. 休学・復学することが決まったら>

大学を休学する場合、日本学生支援機構の貸与・給付奨学金も、それとともない貸与・給付が「休止」となります。休学後、復学する際は、奨学金の貸与・給付も「復活」となります。大学への休学／復学手続を行う際に、奨学金の休止／復活の手続も一緒に行ってください。

奨学金は、基本的に、『在学中→貸与・給付』、『休学中→貸与・給付休止』と決められており、奨学生の都合で奨学金の貸与・給付を止めたり復活させたりすることはできません。

ただし、貸与奨学金については、休学して留学する場合、留学資金の確保のために奨学金の継続貸与を受ける方法があります。その際は、別の手続が必要ですので、奨学係にご相談ください。

### <2. 休学／復学する際の奨学金の「休止」／「復活」の手続の方法>

①「異動願（届）」に必要事項を記入し、原本を学生課奨学係に提出する。

メールにデータ添付してご提出いただくことも可能です。

奨学係メールアドレス：[syogaku@ml.geidai.ac.jp](mailto:syogaku@ml.geidai.ac.jp)

②休学／復学が始まる日の1ヶ月前までに提出すること。

### <3. 休学期間が2年間になる場合>

休学が2年目になる場合、大学には休学の更新手続を行います。奨学金の手続は特に必要ありません。一度「休止」の手続を行ったら、「復活」の手続を行うまで、奨学金の貸与・給付は「休止」のままとなります。

### <4. 奨学金を「復活」する際の注意点>

①休止期間が2年以上になっている状態で、「復活」の手続が遅れると、機構が奨学金の貸与・給付を停止し、奨学金を受けることができなくなりますので、手続を忘れないようにしてください。

②大学に復学後、在学延長する予定がある方は、必ず奨学係にご相談ください。

在学延長の期間（1年半～2年）によっては、奨学金の貸与復活ができない可能性があります。

以下は、貸与奨学金のみの注意点です。

### <5. 休学によって在籍期間が最短修業年限を超える方の注意点>

(1)(2)の方は、奨学金の「休止」・「復活」の手続以外に、奨学金の「返還猶予」の手続も必要となります。休学中に手続が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

(1) 現在在籍している課程で奨学金の貸与を受けていたが、貸与期間が既に終了している方貸与期間が終了した奨学金は、貸与終了月の7ヶ月後から返還（登録口座からの引き落とし）が始まります。

最短修業年限（学部：4年、修士：2年、博士：3年）を超えて在籍している方は、4月（ただし、年度途中で貸与期間が終了した方は終了時）に「在学届」を大学に提出するこ

とにより、1年間、返還を猶予することができます。

1年を超えて在学延長する方は、毎年4月に忘れずに「在学届」を提出してください。

- (2) 現在在籍している課程の入学前に、別の課程で奨学金の貸与を受けたことがある方で、現在の課程で最短修業年限を超えて在籍する予定の方・または既にしている方

現在の課程の入学前に奨学金の貸与を受けていて現在在学延長している方は、入学時に一度「在学届」を提出いただいていると思いますが、これにより返還が猶予されるのは最短修業年限（学部：4年、修士：2年、博士：3年）の期間のみです。休学により在学延長する場合は、1年ごとに「在学届」を提出する必要があります。毎年4月に忘れずに「在学届」を大学に提出してください。

<6. 在学中の「返還猶予」の手続方法> → (1)(2)のどちらの方法でも手続可能です。

- (1) ウェブでの提出方法（詳細 [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku\\_yuyo.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku_yuyo.html)）

- ①まず、「スカラネット・パーソナル」への登録を行います。
- ②「スカラネット・パーソナル」上で、「ワнтаイムパスワード」の取得手続きを行います。
- ③取得した「ワнтаイムパスワード」で「各種届・願出・繰上返還」の画面にログインし、「在学猶予」を選択、指示に従って必要事項を入力し、内容確認の上、送信します。
- ④確認画面で送信できていることが確認できれば、手続終了です。

※この時入力する「学校番号」は、104008-00 です。

※詳細な手順は、上記の日本学生支援機構ウェブサイトか、別紙資料を参照してください。

- (2) 紙媒体での提出方法

- ①「返還猶予」の手続方法：「在学届」[様式21]に必要事項を記入し、学生課奨学係に提出する。→記入例を参照のこと。
- ②「在学届」は、メールにデータ添付してご提出いただくことも可能です。

奨学係メールアドレス：[syogaku@ml.geidai.ac.jp](mailto:syogaku@ml.geidai.ac.jp)

「在学届」[様式21]の入手方法について

- ①学生課奨学係で受け取る。
- ②大学ウェブサイトの画面からダウンロードする。URLは以下↓。

[http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/jasso\\_scholarship](http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/jasso_scholarship)

※上記画面に、「在学届」の記入例も掲載しているので、参考にしてください。

※「在学届」は、日本学生支援機構が毎年様式を更新しています。

毎年3月末に新年度の様式を掲載しているので、次年度4月以降の分は、その時点で作成するようにしてください。